

---

佐賀県西部広域環境組合  
一般廃棄物処理施設  
包括的運転管理等委託業務  
事業者募集要綱

---

平成27年3月4日

佐賀県西部広域環境組合



佐賀県西部広域環境組合 一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務  
事業者募集要綱

目 次

---

第 1 章 用語の定義.....	1
第 2 章 事業者募集要綱の位置付け.....	3
第 3 章 事業概要.....	4
3.1 業務名.....	4
3.2 施設の管理者の名称.....	4
3.3 事業の目的.....	4
3.4 施設の概要及び規模.....	4
3.5 事業の内容.....	5
3.6 法令等の遵守.....	6
3.7 事業者の募集及び選定スケジュール.....	6
3.8 選定委員会の設置.....	6
3.9 担当係.....	6
第 4 章 応募者に関する条件.....	8
4.1 応募者の備えるべき参加資格要件.....	8
4.2 参加資格の審査.....	10
4.3 構成員の変更の制限.....	10
4.4 事業者募集に関する手続き.....	10
4.5 応募に際しての留意事項.....	13
第 5 章 提出書類.....	16
5.1 参加資格申請時の提出書類.....	16
5.2 応募辞退時の提出書類.....	16
5.3 提出書類.....	16
第 6 章 提出書類作成要領.....	18
6.1 一般的事項.....	18
6.2 参加資格申請時の提出書類.....	18
6.3 技術提案書.....	18
6.4 価格提案書.....	18
第 7 章 業務実施に係る条件.....	19
7.1 業務計画に関する条件.....	19
7.2 業務の継続が困難となった場合の措置.....	21
7.3 組合による本件事業の遂行状況の監視.....	22
第 8 章 提出書類の審査.....	23
8.1 審査の方法.....	23
8.2 審査事項.....	23

---

---

第 9 章 契約の概要.....	24
9.1 委託契約書（案）.....	24
9.2 契約保証金.....	24
9.3 費用の負担.....	24
9.4 契約の締結.....	24
9.5 その他.....	24

---

## 第1章 用語の定義

No.	用語	定義
1	委託契約	本件事業の実施に関して組合と優先交渉権者が締結する佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 委託契約書に基づく契約をいう。
2	委託契約書(案)	組合が本件事業の実施に際して事業者募集要綱等の公表時に配付する「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 委託契約書(案)」をいう。
3	運転期間	平成28年1月1日から平成31年3月31日までの期間をいう。
4	運転準備期間	受託者が本件施設の運転等の引き継ぎ等に要する準備期間であり、委託契約締結日から平成27年12月31日までの期間をいう。
5	応募希望者	本件事業者募集に参加を希望する企業グループをいう。
6	応募者	応募希望者のうち、本件事業者募集の資格審査に合格し、本件事業者募集に応募する企業グループをいう。
7	価格提案書	本件事業者募集に際し、応募者が組合に提出する書類のうち、応募者の提案価格を記載した書類をいう。
8	技術提案書	本件事業者募集に際し、応募者が組合に提出する書類のうち、事業者募集要綱に規定する技術提案書を総称して又は個別にいう。
9	組合	佐賀県西部広域環境組合をいう。
10	構成員	応募者を構成する者を総称して又は個別にいう。
11	構成市町	組合を構成する伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町を総称して又は個別にいう。
12	最終処分物	本件施設における処理に伴って発生する溶融飛灰処理物及び処理不適物を総称して又は個別にいう。
13	事業期間	委託契約締結日から平成31年3月31日までの期間をいい、運転準備期間及び運転期間から構成される。
14	事業者募集要綱	組合が本件事業の実施に際して事業者募集要綱等の公表時に配付する「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者募集要綱」をいう。
15	事業者募集要綱等	組合が本件事業の実施に際して事業者募集要綱等の公表時に配付する事業者募集要綱、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、基本協定書(案)、委託契約書(案)その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
16	受託者	本件事業の実施に関して組合と委託契約を締結した者をいう。
17	処理対象物	本件施設において処理を行う「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「粗大ごみ処理施設残渣」を総称して又は個別にいう。
18	処理不適物	処理対象物として本件施設に搬入されたもののうち、本件施設で溶融処理又は破碎処理に適さない廃棄物をいう。

No.	用語	定義
19	施工企業	本件施設の設計・建設を行った企業を総称して又は個別にいう。
20	粗大ごみ処理施設	佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設敷地内のマテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及び関連する設備の総称をいう。
21	粗大ごみ処理施設残渣	粗大ごみ処理施設において、破碎・選別後の残渣をいう。
22	提出書類	本件事業募集に際し、応募者が組合に提出する書類のうち、事業者募集要綱に規定する「提出書類提出届等」、「価格提案書」、「技術提案書」を総称して又は個別にいう。
23	本業務	要求水準書に規定される受入管理、運転管理、環境管理、資源化促進、余熱利用、情報管理、その他関連業務などのすべての業務を総称して又は個別にいう。
24	本件事業	佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務をいう。
25	本件施設	佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設をいい、エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)、管理棟、計量棟及び外構等の敷地内の施設及び設備の総称をいう。
26	本件事業募集	本件事業に係る事業者募集に係る一切の手続きをいう。
27	優先交渉権者	応募者の中から本件事業を実施する者として選定された企業グループをいう。
28	優先交渉権者決定基準	組合が本件事業の実施に際して事業者募集要綱等の公表時に配付する「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 優先交渉権者決定基準」をいう。
29	要求水準書	組合が本件事業の実施に際して事業者募集要綱等の公表時に配付する「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 要求水準書」をいう。
30	様式集	組合が本件事業の実施に際して事業者募集要綱等の公表時に配付する「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 様式集」をいう。
31	溶融施設	佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設敷地内のエネルギー回収推進施設及び関連する設備の総称をいう。

## 第2章 事業者募集要綱の位置付け

組合は、本件事業の実施に際し、民間による効率的・効果的な搬入管理、運転管理、用役管理、環境管理、資源化促進、余熱利用、情報管理等の提案を広く受け、また、地域の廃棄物処理に係る独創的、積極的な事業の創設を目指すことを目的として、高度な技術力や専門性、創造企画及び地域活性化・地元活用の面から事業者の企画提案を、一定の基準で評価・選定する公募型プロポーザル方式により本件事業の委託業者を選定する。

本事業者募集要綱は、組合が本件事業を実施する事業者の募集及び優先交渉権者の選定を行うにあたり、公表するものである。

本件事業に係るプロポーザルの実施については、関係法令及び佐賀県西部広域環境組合契約規則（伊万里市契約規則を準用）に定めるもののほか、事業者募集要綱による。また、事業者募集要綱に併せて公表する要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、委託契約書（案）も事業者募集要綱と一体の資料である。

### 第3章 事業概要

#### 3.1 業務名

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務

#### 3.2 施設の管理者の名称

佐賀県西部広域環境組合 管理者 塚部 芳和

#### 3.3 事業の目的

本件事業は、組合の構成市町から搬入される一般廃棄物を本件施設において適正(安全かつ安定的、衛生的、経済的)に処理するとともに、民間の創意工夫による提案を取り入れた良質な運転管理等と経費の効率化を図るため、本件施設の運転管理等に係る業務を包括的に委託するものである。

#### 3.4 施設の概要及び規模

本件施設の概要及び規模は以下のとおりである。

項目	概要
施設名称	佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設
所在地	佐賀県伊万里市松浦町山形地内
敷地面積	約 3.18ha (事業面積 約 16.7ha)
供用開始	平成 28 年 1 月
エネルギー回収推進施設(溶融施設)	処理方式 : ガス化溶融方式(シャフト炉式) 施設規模 : 205 t/日 (102.5 t/日×2 炉) 計画処理量 : 52,120 t/年 (平成 28 年度) 処理対象物 : 可燃ごみ、粗大ごみ処理施設残渣 公害防止基準 (O <sub>2</sub> 12%換算値) ばいじん 0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下 硫黄酸化物 50 ppm 以下 塩化水素 50 ppm 以下 窒素酸化物 100 ppm 以下 ダイオキシン類 0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下 発電能力 : 3,900kw (定格)
マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)	処理方式 : 破砕、選別 施設規模 : 22 t/日 (5 時間運転) 計画処理量 : 3,889 t/年 (平成 28 年度) 処理対象物 : 粗大ごみ、不燃ごみ
管理棟	構造 : RC 造 階数 : 地上 2 階 建築面積 : 827.86 m <sup>2</sup> 延床面積 : 1,430.01 m <sup>2</sup>
計量棟	形式 : IC カード式 数量 : 3 台 (搬入用 2 台、搬出用 1 台) 秤量 : 30t (最小表示 : 10kg)



### 3.5 事業の内容

受託者は、下記の業務を行うものとする。

#### (1) 事業期間

運転準備期間、運転期間は次のとおりとする。

- ・ 運転準備期間  
契約締結日から平成 27 年 12 月 31 日まで
- ・ 運転期間  
平成 28 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

#### (2) 事業範囲

受託者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 受入管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 用役管理業務
- ④ 維持管理業務（建築物等）
- ⑤ 環境管理業務
- ⑥ 資源化物管理業務
- ⑦ 余熱利用業務
- ⑧ 情報管理業務
- ⑨ その他関連業務

受託者が行う業務の一覧を別表 1 に示す。なお、詳細については、要求水準書に明記する。

#### (3) 受託者の収入（組合からの支払分）

本件事業における受託者の収入は、受託者が実施する本件事業の対価として組合から支払われる委託料とする。委託料は、固定費と変動費（一般廃棄物の搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。

また、組合と受託者の協議により、資源化物（メタル、スラグ、鉄、アルミ等）の売却益の一部を受託者に収受させるものとする。

なお、運転等準備に関し必要な費用のうち、人件費以外は全て受託者の負担とする。

#### (4) 本件施設の余熱利用について

本件施設で発生する熱エネルギーは、本件施設で有効利用を図るものとし、その利用法としては、発電を優先するものとする。

発電による電力は、まず本件施設内で使用し、余剰電力が発生した場合には、組合はこれを第三者に販売するものとする。余剰電力に係る売却収入は組合に帰属する。

#### (5) 施設の権利形態

本件事業を実施する範囲において必要な施設・設備等は、無償使用とする。

### (6) 地域への貢献

受託者は、本件事業の実施においては、構成市町内及び地元である松浦町での雇用確保に努めるなど、本件事業を通じて地域への貢献に配慮すること。

### 3.6 法令等の遵守

受託者は、本件事業の実施にあたり、以下の法令等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本件事業の要求水準書と照らし合わせて適切に対処すること。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 公害関係法令及び関係条例
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建築基準法、消防法及び関係法令
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- ・ 佐賀県西部広域環境組合広域一般廃棄物処理施設の建設及び操業に関する環境保全協定書
- ・ 組合の条例及び規則
- ・ その他関連する法令、条例、規則、要綱等

### 3.7 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び優先交渉権者の選定スケジュールは、下表のとおり予定する。

日付	内容
平成27年3月4日(水)	事業者募集要綱等の公表
平成27年3月4日(水)～3月10日(火)	事業者募集要綱等に関する質問の受付
平成27年3月16日(月)	事業者募集要綱等に関する質問の回答
平成27年3月17日(火)～3月23日(月)	参加資格申請書類の受付
平成27年3月25日(水)	資格審査結果の通知
平成27年4月13日(月)～4月17日(金)	価格提案書、技術提案書の受付
平成27年5月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成27年5月中旬	委託契約締結

※上記スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

### 3.8 選定委員会の設置

本件事業の優先交渉権者選定にあたり、公正・公平性及び透明性を確保し、専門的知見に基づく評価を行うことを目的に、一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、構成市町より1名及び学識経験者1名の委員で構成される。

### 3.9 担当係

本件事業者募集に係る担当係は次のとおりである。

担 当 係 : 佐賀県西部広域環境組合 事務局

住 所 : 〒848-0027 佐賀県伊万里市立花町 1542 番地 24  
T E L : 0955-29-8455  
F A X : 0955-29-8456  
E - m a i l : [jigyoul-2@eco-westsaga.or.jp](mailto:jigyoul-2@eco-westsaga.or.jp)  
ホームページ : <http://eco-westsaga.or.jp/index.html>

## 第4章 応募者に関する条件

### 4.1 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

#### (1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成されるものとする。
- ② 構成員には、構成市町に本社を有する事業者を少なくとも1者以上含めるものとする。
- ③ 構成員数の上限は任意とするが、構成員は本件事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出時に、構成員を本件事業の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。
- ④ 応募者は、構成員の内の1者を代表企業として定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ⑤ 参加表明書提出以降、応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合はこの限りではない。
- ⑥ 構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ⑦ 構成員のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成員になることはできない。

#### (2) 応募者の参加資格要件

##### 1) 応募者の全体的要件

- ① 応募者は、本件施設の安全、安定的な運転等管理体制、手段等技術的な提案ができるものであることとする。

##### 2) 構成員の共通参加資格要件

構成員は、以下の要件を満たすこととする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 佐賀県西部広域環境組合建設工事等請負業者資格審査及び指名等に関する規程に基づく指名停止を受けておらず、かつ、構成市町村による指名停止を受けていない者であること。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けた者でないこと。

- ⑦ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 納期限の到来した法人税、消費税、地方消費税、構成市町税及び構成市町手数料を滞納している者でないこと。
- ⑨ 廃棄物処理法に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者でないこと。
- ⑪ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- ⑫ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- ⑭ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑮ 代表企業は、業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。
- ⑯ 組合が本件事業に係るアドバイザリー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、事業者募集要綱において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本件事業に関し、組合のアドバイザリー業務を行う者及び提携関係にある者は、以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・豊原総合法律事務所

### 3) 業務実績に係る参加資格要件

応募者は、以下の要件を満たすこと。なお、構成員の一部で以下に示す全ての要件を満たせばよいものとする。

- ① 地方公共団体発注による全連続燃焼式ごみ焼却施設を対象とした運転管理・維持管理業務の受託実績を1件以上有していること（但し地方公共団体より直接受注したものに限る）。
- ② 地方公共団体発注による破碎選別施設を対象とした、運転管理・維持管理業務の受託実績を1件以上有していること（但し地方公共団体より直接受注したものに限る）。

### 4) 有資格者の配置等に係る参加資格要件

応募者は、以下の要件を満たすこと。なお、構成員の一部で以下に示す全ての要件を満たせばよいものとする。また、1人の技術者が以下の要件の複数を満たす場合には、当該要件を兼ねることができる。

- ① 廃棄物処理法に定める技術管理者の資格を有し、全連続燃焼式エネルギー回収推進施設（発電設備を有する施設に限る。）の総括責任者としての経験を有する技術者を配置できること。
- ② 廃棄物処理法に定める技術管理者の資格を有し、破砕・リサイクル施設の業務経験を有する技術配置できること。

## 4.2 参加資格の審査

組合は、応募者の備えるべき参加資格要件の確認を行うため資格審査を実施する。

- (1) 「第4章 4.1 (2) 応募者の参加資格要件」の参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの間、構成員が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、組合は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該応募者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格要件を満たす構成員を補充し、組合が参加資格を確認の上、委託契約締結後の本件事業の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 優先交渉権者決定日の翌日から委託契約の締結までの間、構成員が参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として組合は優先交渉権者と委託契約を締結しない。この場合において、組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くような事態が生じた場合で、優先交渉権者が提出した提出書類の内容の同一性が損なわれない場合に限り、組合は優先交渉権者と協議の上、参加資格を欠いた構成員の変更を認める場合がある。
- (4) 参加資格のない者がした応募、参加資格を確認するための資料又は提出書類に虚偽の記載をした者がした応募、及び応募に関する条件に違反した応募は、失格とする。

## 4.3 構成員の変更の制限

本件事業の優先交渉権者となってから委託期間終了まで、構成員及びその役割の変更及び追加等は、組合の事前の承諾がある場合を除き認めない。

## 4.4 事業者募集に関する手続き

### (1) 事業者募集要綱等

#### 1) 事業者募集要綱の公表日

平成27年3月4日（水）

#### 2) 事業者募集要綱等の公表

事業者募集要綱等（事業者募集要綱、要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集、委託契約書（案））を組合のホームページにて公表する。

### (2) 事業者募集要綱等に関する質問の受付

事業者募集要綱等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### 1) 受付期間

平成 27 年 3 月 4 日（水）から 3 月 10 日（火）午後 5 時まで。

### 2) 質問の方法

質問は、代表企業がとりまとめ、様式第 1 号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外の方法（電話、口頭等）による質問は受け付けない。提出にあたって使用ソフトは、「Microsoft Excel」（Windows 版）とする。なお、応募者は電子メールを送付後、着信の確認を行うこと。

### 3) 提出先

「第 3 章 3.9 担当係」を参照

## (3) 事業者募集要綱等に関する質問に対する回答の公表

事業者募集要綱等に関する質問への回答は、以下の日程で組合のホームページにおいて公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

また、組合は、多くの民間企業の参入を促す観点から、公表日以前に回答の一部を公表する場合もある。適宜、組合ホームページにおいて確認すること。

平成 27 年 3 月 16 日（月）

## (4) 参加資格申請書類の受付

次により参加表明書及び参加資格確認申請書等を受け付ける。

### 1) 受付期間

平成 27 年 3 月 17 日（火）から 3 月 23 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、持参の場合、日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

### 2) 受付場所

「第 3 章 3.9 担当係」を参照

### 3) 提出方法

直接持参するものとし、その他の方法は認めない。

### 4) 提出書類

「第 5 章 提出書類」に示すとおりである。

## (5) 参加資格の審査

組合は、提出された参加表明書及び参加資格確認申請書等により本件事業の参加資格要件を満たしているかどうかの審査を行う。

参加資格の審査結果については、平成 27 年 3 月 25 日（水）に応募者の代表企業に対し、書面にて通知する。

## (6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、組合に対しその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた応募希望者の代表企業に対して、平成 27 年 4 月 17 日（金）までに書面により回答する。

**1) 提出期限**

平成 27 年 4 月 3 日（金）午後 5 時まで

ただし、持参の場合、日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

**2) 提出方法**

郵送又は持参によるものとし、ファックス・電子メールによるものは受け付けない。

**3) 提出場所**

「第 3 章 3.9 担当係」を参照

**(7) 参考資料 1 の配付**

応募希望者は、様式第 3-1 号により、電子メールで申込みをした上、配付を受ける際には、様式第 2 号を提出すること。なお、応募希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

配付する参考資料 1 の一覧は別表 2 を参照のこと。

**1) 配付日**

平成 27 年 3 月 4 日（水）から 3 月 9 日（月）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

**2) 配付場所**

「第 3 章 3.9 担当係」を参照

**(8) 参考資料 2 の閲覧**

応募希望者は、様式第 3-2 号により平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 5 時までに電子メールで申込みをした上、閲覧の際に、様式第 2 号を提出すること。なお、応募希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。なお様式第 3-1 号、様式第 3-2 号様式を双方とも提出する場合、様式第 2 号を重複して提出する必要はない。

**1) 期間及び日時**

平成 27 年 3 月 30 日（月）から平成 27 年 3 月 31 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

参考資料 2 の閲覧の日時等については、組合で応募者間の日程を調整の上、別途平成 27 年 3 月 25 日（水）に参加資格審査結果の通知と併せて、各応募者の代表企業に通知する。

**2) 留意事項**

① 複数の企業による参考資料 2 の閲覧を希望する場合は、その内の 1 者が代表として、様式第 3-2 号により申し込むこと。ただし、様式第 2 号は、参考資料 2 の閲覧に応募する各社が提出すること。閲覧の際に、様式第 2 号の提出がない場合には、参考資料 2 の閲覧は行わせないものとする。

② 参考資料 2 の閲覧への参加者は 4 名以内とする。参加にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、全ての参加者が持参すること。

**3) 参考資料 2 の閲覧**

閲覧する参考資料 2 の一覧は別表 2 を参照のこと。

① 閲覧場所



組合事務所内を予定しているが、別途、通知する。

## ② 閲覧にあたっての留意事項

ア 閲覧は、午前又は午後の3時間を1単位とし、1単位までとする。

イ 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

ウ 閲覧にあたっては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は行ってはならない。

## (9) 応募の辞退

応募者が、応募を辞退する場合は、提出書類の提出期限までに応募辞退届（様式第9号）を提出すること。

## (10) 提出書類の提出

応募者は、後記「第5章 提出書類」に示す提出書類を次のとおり提出すること。

なお、提出は代表企業が行うこと。

### 1) 受付期間

平成27年4月13日（月）から4月17日（金）までの午前9時から午後5時までとする。

### 2) 提出方法

持参によるものとする。

### 3) 提出先

「第3章3.9 担当係」を参照

## (11) 技術提案書に関するヒアリング

選定委員会は、応募者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

### 1) 開催日時（予定）

平成27年5月8日（金）

（ヒアリングの順番は、技術提案書の受付順とする。）

### 2) 場所

後日、通知する。

### 3) ヒアリング書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ当日配付することを可とする。

### 4) 実施方法

ヒアリングは応募者毎に行い、時間は1応募者につき60分程度（応募者によるプレゼンテーション30分、質疑応答20分、入替等10分）を想定する。

### 5) その他

応募者のヒアリング時間、ヒアリング場所、プレゼンテーションの方法等の詳細は、代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

## 4.5 応募に際しての留意事項

### (1) 事業者募集要綱等の承諾

応募者は、提出書類の提出をもって、事業者募集要綱等及び追加資料の記載内容を承諾したも

のとみなす。

## (2) 費用負担

本件事業者募集に関し応募者が要する費用は、それぞれの応募者の負担とする。

## (3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本件事業者募集に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## (4) 提出書類の取扱い

### 1) 著作権

応募者から事業者募集要綱等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。

### 2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

### 3) 提出書類の変更等の禁止

応募者は、提出期限以降における提出書類の差し換え及び再提出をすることができない。

### 4) 提出書類の使用等

組合は、提出された提出書類を優先交渉権者の決定等に関わる公表等以外に応募者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各応募者に確認する）。ただし、本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、組合はこれを無償で使用することができるものとする。

なお、提出された提出書類は返却しない。

## (5) 組合が提供する資料の取扱い

応募者（提出書類の提出期限までに辞退した者を含む。）は、組合が提供する資料を、本件事業者募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

## (6) 事業者募集の延期等

組合が必要と認めるときは、事業者募集を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

## (7) 上限価格の公表

### 1) 上限価格

上限価格 1, 857, 290, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2) 留意事項

- ① 上限価格は、事業期間にわたる対価を単純に合計した金額である。
- ② 上限価格には、委託契約書（案）に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ③ 提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が上限価格を超える場合、又は提案価格が技術提案書に記載した金額と異なる場合、組合は応募者を失格とする。

(8) その他

- 1) 応募者が1者であった場合も、優先交渉権者決定基準に従い提出書類の審査を行う。
- 2) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、事業者募集要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- 3) 事業者募集要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格の審査結果の通知前においては組合ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格の審査結果の通知後においては応募者の代表企業に通知する。
- 4) 組合が提示する資料及び回答書は、事業者募集要綱等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

## 第5章 提出書類

### 5.1 参加資格申請時の提出書類

参加資格申請の際は、以下の書類を取りまとめて提出すること。

提出書類	部数	様式
参加表明書	1部	様式第4号
構成員表		様式第5号
参加資格確認申請書		様式第6号
委任状（代表企業）		様式第7号
同種業務の実績		様式第8号-1、-2

### 5.2 応募辞退時の提出書類

応募辞退の際は、以下の書類を提出すること。

提出書類	部数	様式
応募辞退届	1部	様式第9号

### 5.3 提出書類

以下の書類を提出すること。

提出書類	部数	様式
応募書類提出書	1部	様式第10号
技術提案書（表紙）	25部 （正1部、 副24部）	様式第11号
技術 提案書		様式第12号
技術提案書の電子データ（正本及び副本両方の電子データを提出すること。様式第10号（別紙1）の電子データを含む。）		2部 （CD-R）
価格提案書	1部	様式第21号

#### （1）技術提案書

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| 1) 応募書類提出書              | (様式第10号) |
| 2) 技術提案書（表紙）            | (様式第11号) |
| 3) 本事業の取組みに対する理念（コンセプト） | (様式第12号) |
| 4) 運転管理体制               | (様式第13号) |
| 5) 受入管理                 | (様式第14号) |

- |                |            |
|----------------|------------|
| 6) 運転管理        | (様式第 15 号) |
| 7) 用役調達        | (様式第 16 号) |
| 8) 環境管理        | (様式第 17 号) |
| 9) 業務委託費       | (様式第 18 号) |
| 10) リスク管理計画    | (様式第 19 号) |
| 11) 地域への貢献     | (様式第 20 号) |
| (2) 価格提案書      |            |
| 1) 価格提案書       | (様式第 21 号) |
| (3) 技術提案書 参考資料 | (様式第 22 号) |

## 第6章 提出書類作成要領

### 6.1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。なお、各提出書類は、原則として横書きで記述すること。

### 6.2 参加資格申請時の提出書類

参加資格申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、参加表明書を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦置き・左綴じとして1部提出すること。

### 6.3 技術提案書

技術提案書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、所定の順番でまとめ、「本件事業の取組みに対する理念（コンセプト）」、「運転管理等業務に関する提案書」及び「参考資料」を1冊に取りまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦置き・横書き・片面・左綴じとして、25部提出すること。また、技術提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。各提案書及び参考資料に各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、組合から送付された参加資格確認結果通知書に記載された「応募者記号」を右下欄に記入する。
- (2) 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (3) ロゴマークの使用を含めて、構成員名がわかる記述を避けること。ただし、技術提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成員名を明らかにすること（正本に構成員の凡例をつける対応も可とする）。また、副本において、企業名を記述する場合には、「構成員A」といった表現ではなく、「構成員A（運転管理企業）」等と当該企業の役割が分かるように努めること。
- (4) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (5) 組合に提出する技術提案書の電子データは、基本的にはMicrosoft Word（windows版とする。）、業務委託費（様式第18号）等はMicrosoft Excel（windows版とする。）を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

### 6.4 価格提案書

価格提案書を作成するにあたっては、特に組合の指示がない限り、次の事項に留意すること。

- (1) 価格提案書（様式第21号）は、封筒に入れて提出すること。封筒の表書き等については、本書別図1を参照すること。
- (2) 提案価格は、運転期間にわたる対価を単純に合計した金額とし、委託契約書（案）別紙2に基づいて算定すること。なお、委託契約書（案）に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 提案価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 業務委託費に関する提案書との整合性を確保すること。

## 第7章 業務実施に係る条件

本件事業の実施に係る条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提出書類を作成すること。

### 7.1 業務計画に関する条件

#### (1) 施設・設備等の使用

受託者は、本件事業を実施する範囲において必要な施設、設備を無償で使用することができる。

#### (2) 組合が支払う委託料

組合は、受託者が実施する本件事業の対価として、運転期間にわたって、委託料を毎月、受託者に支払う。

##### 1) 委託料の構成

委託料は、次に示す固定費と変動費で構成される。

##### ① 固定費

毎月の固定費は、受託者が提案した各年度の固定費(物価変動等による増減額を加算した額)を12(平成27年度は3)で除した金額とする。

固定費は、以下の固定費 i、固定費 ii で構成される。

種類		概要	項目
固定費	固定費 i	人件費、事務費等に係る諸費用	・人件費(常勤、非常勤) ・事務費(旅費、消耗品、印刷、被服、役務、使用料等) ・保険等
	固定費 ii	運転管理費	・水道基本料金 ・油脂類費 ・計測・分析費(搬入ごみ、排ガス、水質等) ・消耗品・予備品費 ・清掃費等

##### ② 変動費

各月の変動費は、以下に示す方法で算定される金額とする。

変動費 = 処理単価(円/t) × 当該月搬入量(t)

※処理単価：受託者が提案した処理単価(物価変動等による増減額を加算した額、エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設の別)

※当該月搬入量：計量機で計量された処理対象物の量(提出書類の作成にあたっては、要求水準書に示す計画搬入量とする)

エネルギー回収推進施設 処理対象物 = 可燃ごみ + マテリアルリサイクル推進施設からの選別残渣

マテリアルリサイクル推進施設 = 不燃ごみ + 粗大ごみ + 金属ごみ

種類	概要	項目
変動費	ごみ搬入量等によって変更が生じる用役費	・水道使用料金、燃料費、薬品費（排ガス処理、灰処理、給排水、脱臭用等の薬品類）、その他費用

## 2) 運転準備期間に関する取扱い

- ① 受託者は、本件施設の試運転期間中に、施工企業から本件施設に係る運転教育を受けなければならない。受託者は、当該運転教育を受ける人員を予め確保すること。なお、試運転期間は、平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までを予定している。
- ② 受託者の運転等準備に係る費用のうち、人件費については組合が負担し、人件費を除くその他の費用については受託者の負担とする。なお、本件施設の試運転に係る費用については、施工企業が負担する。
- ③ 委託料の支払は、運転期間開始後から行い、運転準備期間中には委託料は支払わない。運転準備期間中の人件費については、本運転開始後の固定費 i に計上すること。

## 3) 委託料についての留意事項

委託料の支払い方法、改定方法等については、委託契約書（案）を参照のこと。なお、委託料を積算する際は、要求水準書に示す年度別計画搬入量に基づいて提出書類を作成すること。

施設	要求水準書における対応箇所
エネルギー回収推進施設	第 1 章 第 3 節 3.2 (1) ア 処理対象物及び処理対象量
マテリアルリサイクル推進施設	第 1 章 第 3 節 3.2 (2) ア 処理対象物及び処理対象量

## (3) リスク管理の方針

### 1) 基本的考え方

本件事業における運転管理等の責任は、原則として受託者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者との協議の上、組合は応分の責任を分担する。

### 2) リスク分担

予想されるリスク及び組合と受託者との責任分担は、原則として「別表 3 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、委託契約書で定める。

## (4) 保険

- 1) 組合は、災害等に備えて、本件施設の災害等による損害を担保する目的で、地方公共団体向けの共済保険等への加入を予定している。
- 2) 受託者の帰責事由によって損害が生じた場合には、組合は受託者に対して損害賠償請求権を有する。ただし組合及び受託者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。
- 3) 受託者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。



#### (5) 雇用への配慮

- 1) 雇用については、構成市町及び地元である松浦町及び経験者の採用に十分配慮すること。
- 2) 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

#### (6) 地域への配慮

受託者は、本件事業の実施にあたり地域経済、地域住民及び地域環境に配慮すること。

#### (7) 業務の委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、本業務のうち、本件施設の運転管理、日常的な設備の点検・検査等に係る業務など主たる業務は受託者自らが実施するものとし、構成員を含む第三者への委託は認めない。

### 7.2 業務の継続が困難となった場合の措置

#### (1) 受託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- 1) 受託者の提供するサービスが、委託契約書に定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、受託者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受託者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は、委託契約を解除することができる。
- 2) 受託者が倒産し、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、委託契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は委託契約を解除することができる。
- 3) 前1)又は2)の規定により組合が委託契約を解除した場合、受託者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- 1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により業務の継続が困難となった場合、受託者は委託契約を解除することができる。
- 2) 前1)の規定により受託者が委託契約を解除した場合、組合は、受託者に生じた損害を賠償する。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合及び受託者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、組合及び受託者双方は、業務継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前書面によりその旨を通知することにより、組合及び受託者は、委託契約を解除することができる。

#### (4) その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、委託契約書に定める。

### 7.3 組合による本件事業の遂行状況の監視

組合は、契約に基づき提供される業務水準を確認するため、本件事業の遂行状況の監視を次のとおり行う。

#### (1) 業務遂行状況

組合は、受託者が提出する運転日誌、日報、月報及び年報等により、受託者の業務遂行状況を監視する。また、組合は、本件事業の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により受託者の業務遂行状況の確認を行う。

#### (2) 業務の改善勧告

組合は、受託者が委託契約書及び要求水準書に定める要求水準を満足していないことが判明した場合、受託者に対し、一定期間内で改善期限を設け、改善策の提出、実施を求め、改善勧告を行う。改善期限は組合と受託者の協議により決定する。

組合は、受託者に対して改善勧告を行った場合は、委託料減額を行うが、運転停止基準値の超過、運転停止の発生の場合を除き、委託料減額までの猶予期間を設けることができる。

猶予期間を経過しても改善が行われない場合、組合は、受託者に支払う委託料を減額することができる。また、組合の改善勧告にもかかわらず、受託者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を受託者に求償することができる。

#### (3) 財務状況

受託者は、組合に対し、毎年度終了後3ヶ月以内に、各年度の決算期に係る財務諸表を提出するものとする。

組合は、必要に応じ、受託者に対し、随時財務状況の報告を求めることができる。

## 第8章 提出書類の審査

### 8.1 審査の方法

#### (1) 提出書類の審査

選定委員会は、あらかじめ設定した優先交渉権者決定基準に従って、提出書類の審査を行い、最優秀提案者を選定する。評価は、応募者から提出された技術提案書及び価格提案書について、各評価項目に応じて得点を付与し、それらを合計した総合点数の最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、選定委員会は非公開とする。

#### (2) 技術提案書に関するヒアリング

選定委員会は、技術提案書の審査及び評価を行うにあたり応募者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、応募者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開で実施することを予定している。

#### (3) 優先交渉権者の決定

- 1) 組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。
- 2) 選定結果は、平成27年5月上旬に応募者（代表企業）に文書で通知するとともに組合のホームページにて公表する。電話等による問い合わせには応じない。
- 3) 審査講評については、組合のホームページにて公表する。
- 4) 選定結果については、書面（様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。）により説明を求めることができる。提出方法は、郵送又は持参によるものとする。

### 8.2 審査事項

審査事項は、優先交渉権者決定基準に示す。

## 第9章 契約の概要

### 9.1 委託契約書（案）

委託契約は、組合と受託者との間で締結し、委託期間中の組合と受託者の役割、責任分担について明確化する。

組合と受託者が締結する委託契約書の内容については、委託契約書（案）に示す。

### 9.2 契約保証金

契約保証金は、運転期間に組合が支払う各年度の委託料の額の100分の10以上の金額とする。ただし、受託者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

また、契約保証金に代わる担保として、政府の保証債権等の提供、あるいは組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもってかえることができるものとする。

### 9.3 費用の負担

委託契約書に係る受託者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

### 9.4 契約の締結

契約の締結スケジュールは、以下を予定している。

(2) 委託契約の締結 平成27年5月中旬

### 9.5 その他

優先交渉権者が委託契約を締結しない場合は、優先交渉権者決定基準の評価得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

別表1 受託者が行う主な業務の一覧

業務内容	受託者の役割		備考	
	溶融施設	粗大ごみ処理施設		
受入管理	搬出入車両管理	○	計量棟における受付・計量業務等は、溶融施設の業務範囲とする。	
	受付	○		
	計量	○		
	直接搬入ごみの料金徴収代行	○		
	車両誘導	○		○
	プラットホーム監視	○		○
	廃棄物の搬入管理	○		○
運転管理	運転管理	○	○	
	運転管理計画等の作成	○	○	
	最終処分物の運搬	—	—	受託者は、最終処分物（溶融飛灰処理物、処理不適物）の搬出車両への積み込みまでを行う。
	最終処分物の処分	—	—	
維持管理	建築物の維持管理	○	○	プラント設備は施工企業が行う。
用役管理	用役管理	○	○	
環境管理	環境保全	○	○	
	環境測定	○	○	
	作業環境管理	○	○	
	環境保全計画の作成	○	○	
資源化物管理	資源化物の品質確保	○※1	○※2	※1 スラグ・メタル ※2 鉄・アルミ
	資源化物の搬出 <sup>注)</sup>	○※1	○※2	
	資源化物の引取 <sup>注)</sup>	○※1	○※2	
余熱利用	蒸気、電気等の場内供給	○	契約者及び売電収入の帰属先は組合とする。	
	電力会社等への売電	—		
情報管理	各種報告書作成及び管理	○	○	
	施設情報等データ管理	○	○	
	設計図書等の管理	○	○	
その他業務	見学者対応	○	○	受付、行政視察対応は組合とする。
	近隣対応（住民対応）	△	△	組合による対応を基本とするが、受託者の業務の不備等による苦情等への対応は受託者も行う。
	清掃	○	○	
	セルフモニタリング	○	○	組合は独自にモニタリングを実施。

注) 運搬者及び引取先の確保に係る責務を負う。

※ ○：受託者が責任を負う。 △：組合と受託者が協力し行う。 —：組合が責任を負う。

## 別表2 参考資料1及び参考資料2の一覧

### (1) 配付する参考資料1の一覧

溶融施設、粗大ごみ処理施設
①建設工事発注仕様書（エネルギー回収推進施設）
②建設工事発注仕様書（マテリアルリサイクル推進施設）
③総排出量の予測（ごみ処理基本計画 添付資料） 家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ） 事業系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ） ※平成19年度～24年度 実績 及び 平成25年度～40年度 予測

### (2) 閲覧に供する参考資料2の一覧

①建設工事实施設計図書（エネルギー回収推進施設） 第1章 総則
②建設工事实施設計図書 図面集（エネルギー回収推進施設） ・施設全体配置図及び動線計画 ・各階平面図 ・全体フローシート ・施設全体鳥瞰図
③建設工事实施設計図書（マテリアルリサイクル推進施設） 第1章 総則
④建設工事实施設計図書 図面集（マテリアルリサイクル推進施設） ・施設全体配置図及び動線計画 ・各階平面図 ・全体フローシート ・施設全体鳥瞰図
⑤工事概要パンフレット

以 上

### 別表3 リスク分担表

#### リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	受託者
共通	計画変更	事業計画の変更及び事業者募集要綱等の誤りに関するもの	○	
		受託者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	受託者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	組合の事由により、受託者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	組合に関わる政策の変更(本件事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更(税制変更を含む)	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		受託者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	本件施設の調査、運転管理による騒音・振動・地盤沈下等による場合		○
		受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者が行う調査、運営・維持管理に関わる住民反対運動、訴訟		○
	調査内容に関するもの	組合が実施した調査等によるもの	○	
		受託者が実施した調査等によるもの		○
	事業の中止・延期	組合の指示等によるもの <sup>注1</sup>	○	△
		受託者の事業放棄、破綻によるもの		○
	周辺環境の保全	受託者の業務に起因して環境に影響を及ぼしたものの		○
	債務不履行	組合による債務不履行	○	
受託者による債務不履行			○	
土地の瑕疵	受託者の業務に起因する土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの		○	
	受託者の業務に起因しない土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	事業開始後の物価変動 <sup>注2</sup>	○	△	
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの <sup>注3</sup>	○	△	
計画	応募コスト	提案書作成の費用負担		○

※：○：主分担 △：従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			組合	受託者
運営	支払い遅延・不能	組合の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物量が確保できない <sup>注4</sup>	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物質が確保できない <sup>注5</sup>	○	△
	搬入管理	本件施設へのごみの搬入管理において、受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	組合の指示等による運転維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（受託者の管理不備の場合を除く。）	○	
		受託者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
要求水準の未達	要求水準の未達（更新工事等の施工不良等を含む。）		○	
安定稼働	受託者の行った業務に起因しない事由により、安定稼働、処理能力確保ができないリスク	○		
終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、特別目的会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

※ ○：主分担 △：従分担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、事業者募集要綱等に示す。

注1：組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って、受託者に生じる損害については組合が負担する。

注2：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は受託者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

注3：不可抗力による各年度における費用負担については、一定程度までは受託者が負担し、それ以上は組合が負担する。

注4：ごみ量変動については、固定費及び変動費の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、受託者の協議による。

注5：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、受託者の協議による。



**別図 1**

(表)

**佐賀県西部広域環境組合 管理者 様**

業務名：佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設  
包括的運転管理等委託業務

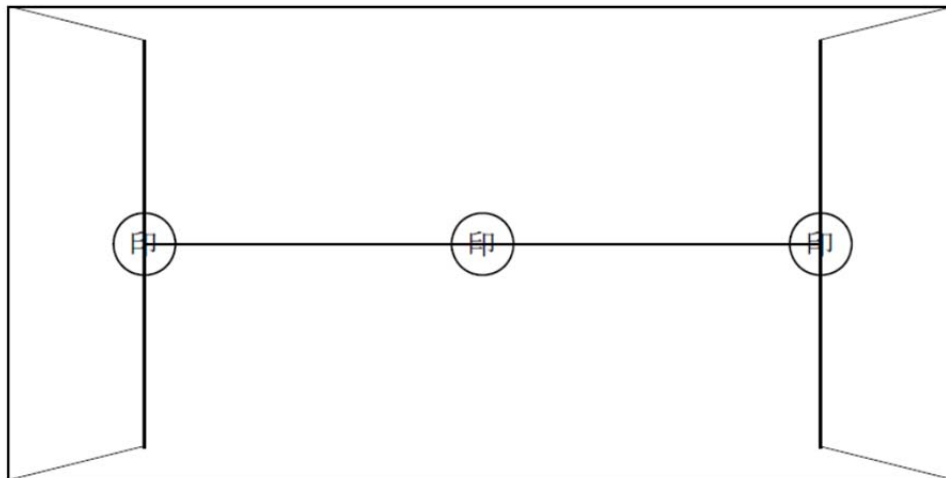
価格提案書在中

住 所 \_\_\_\_\_  
商号 (名称) \_\_\_\_\_ (印)  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_

応募者記号 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

(裏)



価格提案書 封筒記載イメージ